

令和6年度 静岡市食教育推進委員会 次第

令和7年1月23日(木)
10:00～11:30
静岡市役所清水庁舎
3階 第2会議室

1. 開会

- (1) 挨拶
- (2) 自己紹介

2. 説明事項

- (1) 静岡市の学校給食の概要
- (2) 静岡市教育委員会における食育の概要
- (3) 食育推進事項に関わる令和6年度の実施状況
- (4) 令和6年度に静岡市教育委員会が実施した食育関連調査の概要
- (5) 食育推進重点事項3項目に関わる調査結果及び分析
- (6) 令和7年度の食育推進重点事項3項目に関する取組

3. 協議

- (1) 食育推進重点事項3項目に関わる調査結果及び分析内容について
- (2) 令和7年度の食育推進重点事項3項目に関する取組について

4. 閉会

静岡市食教育推進委員会委員名簿

令和6年6月

所属	職名	氏名	
教育委員会	教育長	赤堀 文宣	委員長
静岡県立大学	教授	桑野 稔子	副委員長
静岡市 PTA 連絡協議会	副会長	佐野 立樹	
静岡市立田町小学校	校長	入口 強志	
静岡市立観山中学校	校長	石川 裕	
教育委員会事務局	児童生徒支援課長	内山 真路	
教育委員会事務局	学校給食課長	中野 雅也	

任期：令和8年5月

説明事項資料

1. 静岡市の学校給食の概要
2. 静岡市教育委員会における食育の概要
3. 食育推進事項に関わる令和6年度の実施
4. 令和6年度に静岡市教育委員会が実施した食育関連調査の概要
5. 食育推進重点事項3項目に関わる調査結果及び分析
6. 令和7年度の食育推進重点事項3項目に関する実施

1. 静岡市の学校給食の概要

- ・ 静岡市内全学校給食提供数 46,768 食
- ・ 学校給食センター配食数 39,004 食
- ・ 単独調理校提供数 7,764 食

【参考】学校給食センターごとの配食校数及び配食数内訳等

学校給食センター名	東部	中吉田	門屋	西島	丸子
小学校	- 食 校	6635 食 11 校	4224 食 16 校	5316 食 11 校	5739 食 12 校
中学校	4220 食 11 校	2242 食 4 校	2733 食 8 校	3133 食 6 校	2321 食 5 校
他(職員等)	46 食	81 食	86 食	84 食	74 食
合計	4266 食 11 校	8958 食 15 校	7043 食 24 校	8533 食 17 校	8134 食 17 校

学校給食センター名	藁科	井川	庵原	両河内	由比	単独調理校
小学校	110 食 2 校	10 食 1 校	396 食 1 校	643 食 5 校	255 食 2 校	7436 食 20 校
中学校	83 食 2 校	- 食 - 校	191 食 1 校	164 食 2 校	155 食 1 校	223 食 2 校
他(職員等)	13 食	食	9 食	24 食	13 食	105 食
合計	206 食 4 校	10 食 1 校	596 食 2 校	831 食 7 校	423 食 3 校	7764 食 22 校

静岡市の学校給食における栄養管理は、静岡市の児童生徒の心身の健全な発達に資するよう、学校給食実施基準に基づき適切に実施している。本基準は児童生徒の一人一回当たりの全国的な平均値を示したものであることから、その適用に当たり市内児童生徒の体格等について定期的な確認を行っている。また静岡市の学校給食の形は、基本的「主食・牛乳・主菜・副菜・副菜(主に汁物)」となっており、児童生徒にとってバランスの良い食事が視覚的にわかりやすく示されている。

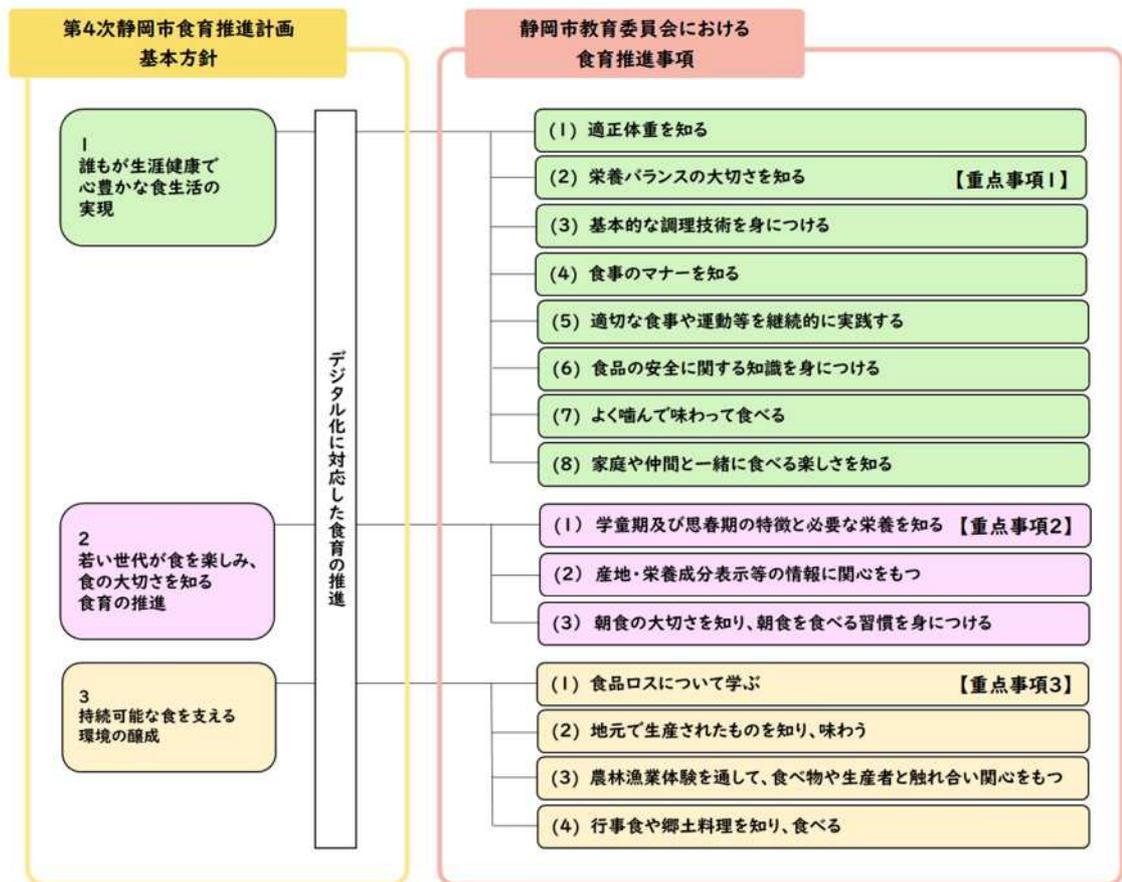


衛生管理では、「学校給食衛生管理基準」及び調理方式別の「衛生・作業マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底を図っている。施設設備によっては、学校給食衛生管理基準どおりの作業が難しい場合もあるが、その環境の中で、栄養教諭や調理員は調理作業の工夫をして、安全安心な給食提供に努めている。

2. 静岡市教育委員会における食育の概要

静岡市教育委員会では、静岡市が食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づき作成する「第 4 次静岡市食育推進計画」を上位計画に掲げ、静岡市が目指す「市民一人ひとりが食に関する知識を身につけ、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすとともに、豊かな人間性を育む社会の実現」のために、学童期および思春期の児童生徒に対する学校現場における食育の在り方を示した「静岡市立小中学校における食育推進ガイドライン(令和 6 年 4 月)」に基づいた食育の実施に取り組んでいる。

具体的には、第 4 次静岡市食育推進計画の基本方針に従い、静岡市教育委員会として 15 の食育推進事項を定め、これに沿った食育の推進に努めている。



静岡市立小中学校における食育推進ガイドライン(令和 6 年 4 月)より抜粋



第4次静岡市食育推進計画



静岡市立小中学校における食育推進ガイドライン

3. 食育推進事項に関わる令和6年度の取組

基本方針1及び2は、いずれも児童生徒の生涯にわたる健全な心身及び豊かな人間性の育成に深く関わるものである。このことから両方針に沿った食育の実施に当たっては、日々提供される学校給食を「生きた教材」として活用している。加えて令和6年度は、令和6年2月に福岡県で発生した学校給食におけるうずらの卵による誤嚥事故を受け、基本方針1(7)よく噛んで味わって食べるに関連する食育として、下記動画資料を作成した。



基本方針3については、日々の給食はもとより、テーマを持った特色ある給食が食育の効果を発揮している。

(1) ふるさと給食

【3-(2)地元で生産されたものを知り、味わう】

【3-(4)行事食や郷土料理を知り、食べる】

地場産物を積極的に活用する「ふるさと給食週間」を年に2回(6月及び11月)設定したり、月に1回「ふるさと給食の日」を位置づけ、年間を通して計画的に地場産物を活用したりすることにより、児童生徒の静岡市の地場産物や自然、産業等に対する理解を深め、地元の食文化や伝統料理に親しむ機会としている。各施設の栄養教諭等は、当日使用した市内産及び県内産の食材に関して、昼の校内放送や献立表の一口メモ欄等を中心に、積極的な情報発信に努めている。



清水興津小学校で提供されたふるさと給食
・麦ごはん ・牛乳 ・厚焼きたまご(しらす青のり入り)
・切り干し大根の含め煮 ・豚汁



西島学校給食センターで提供されたふるさと給食
・米飯 ・牛乳 ・和風ハンバーグ
・野菜のツナ和え ・駿河汁

(2) 環境おうえん給食

【3-(2)地元で生産されたものを知り、味わう】

地球環境の視点から、持続可能な食料と農業を考えるきっかけとすることを目的に、環境に配慮し生産された農産物(有機農産物)を、学校給食で提供。今年度初の取組であったことから、食育としては、有機農産物に対する正しい理解や静岡市における有機農産物生産状況の周知をねらった資料を、学校給食課を中心に作成し、市内全小中学校および全給食センターに共有した。



有機農業で栽培された市内産大根を使った駿河汁(丸子学校給食センターにて提供)



有機農業で栽培された市内産茶葉を使った煎茶クリーム入り大福(左)とお茶ふりかけ(右) (市内全小中学校にて提供)



有機農業に関するポスター(学校給食課および食育促進部会で作成)

(4) お茶に関する食育

【3-(2)地元で生産されたものを知り、味わう】

「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」に基づいて計画されている「第2次静岡市茶どころ日本一計画」また、「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」実現のため、学校給食課で静岡市のお茶に関する動画 10 本を作成し、YouTube にて公開。加えて、児童生徒が動画の内容に対して興味関心をもって視聴できるよう、「しずおかし U15 お茶マイスター検定」を企画し、全問正解者には認定証の送付を実施している。



しずおかし U15 お茶マイスター検定周知用ポスター



静岡市のお茶に関する動画 10 本

(5) 学校給食で提供される飲用牛乳の残菜に関する食育

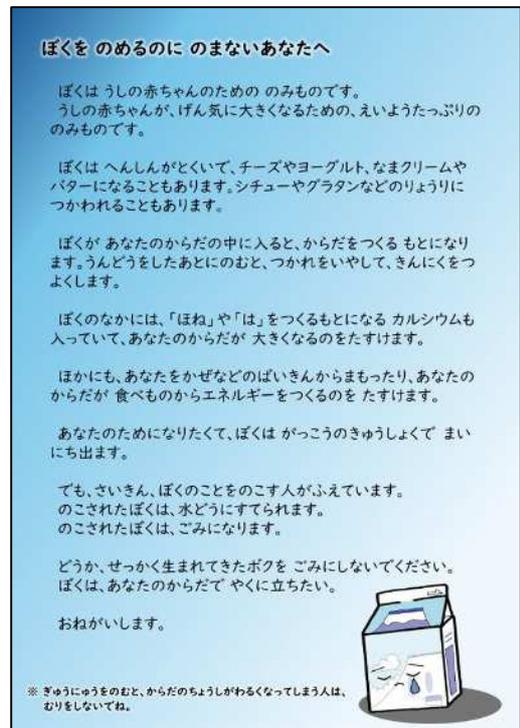
現在静岡市では、学校給食で提供される飲用牛乳の残菜が多いことが問題となっている。現状について情報共有し、児童生徒一人一人が自分事としてとらえ行動変容につなげるきっかけとすることを目的に、動画やポスター資料等の作成及び共有を実施した。



牛乳に関する動画資料4本（令和6年度食育促進部会及び学校給食課作成）



牛乳に関するポスター①
（令和6年度食育促進部会作成）



牛乳に関するポスター②
（令和6年度食育促進部会作成）

4. 令和6年度に静岡市教育委員会が実施した食育関連調査の概要

(1) 食育推進状況調査

調査時期：令和6年12月

対象：静岡市全公立小中学校（小学校：81校、中学校42校）

回答者：教頭もしくは給食担当のいずれかの職名の者

調査内容：

- ・ 食に関する指導の全体計画の作成状況
- ・ 学年ごとに実施した食に関する指導の内容等
- ・ 食育におけるウェブサイト及び動画等の活用状況
- ・ 令和6年度における自校の食に関する指導全体の効果に対する所感

(2) 食育に関する児童生徒アンケート

調査時期：令和6年12月

対象：静岡市公立小中学校に通う小学3年生～中学3年生までの全児童生徒

回答率：75.2%（対象者数：32,847名、回答者数：24,699名）

調査内容：

- ・ 学校給食の味、量、時間について
- ・ 学校で学習した食育の内容について
- ・ 給食時間に実施できた食育関連事項
- ・ 家庭での食事の際に実施できた食育関連事項
- ・ 食育に関するウェブサイト及び動画等の視聴状況

(3) 朝食摂取状況調査

調査時期：令和6年10月

対象：静岡市公立小中学校に通う小学5,6年生及び中学2年生の全児童生徒

回答率：83.9%（対象者数：14,332名、回答者数：12,028名）

調査内容：

- ・ 調査当日の朝食の摂取状況及び内容
- ・ 朝食における共食状況
- ・ 朝食を摂取しなかった理由
- ・ 普段の朝食摂取頻度

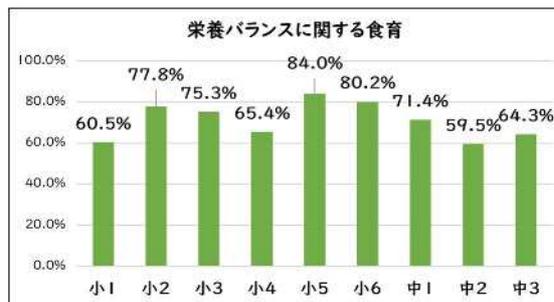
5. 食育推進重点事項3項目に関わる調査結果及び分析

【重点事項1】栄養バランスに関する食育

● 学校での実施状況

本食育は、児童生徒が生涯にわたり健全な食生活を実践する上で非常に重要である。教科等との関連では、小学校中学年では主に保健体育科、小学校高学年以降は保健体育科および家庭科において本分野の学習が行われており、食に関する指導の手引き一第二次改訂版一では、学級活動における食育の題材として、小学校中学年から食事のバランスが例示されている。これらのことから考えると、少なくとも小学5,6年生及び中学1年生では、実施率100%が十分達成可能である。しかしながら、この3学年において、実施率が100%に至っていない。(図1)このことは、家庭科での学習と食育が結びついていない教員が一定数存在することを示唆している。

また、中学2,3年生では、実施率が減少していることは見過ごすことができない。(図1)これは、家庭科における食分野の取扱いが無くなるのが主な要因として挙げられるが、食の選択の機会が増える次のライフステージが目前に迫っていることを考えると、今後スピード感をもって実施率を高める具体的な取組みを検討する必要がある。



(図1) 学校における栄養バランスに関する食育の実施状況

● 栄養教諭等の活用状況

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
適正体重に関する食育	0.0%	0.0%	2.5%	2.5%	1.2%	1.2%	4.8%	4.8%	4.8%
栄養バランスに関する食育	48.1%	74.1%	65.4%	60.5%	79.0%	79.0%	57.1%	45.2%	52.4%
基本的な調理技術を身につけるための食育	2.5%	0.0%	2.5%	3.7%	9.9%	12.3%	7.1%	4.8%	2.4%
食事のマナーに関する食育	21.0%	9.9%	14.8%	7.4%	6.2%	6.2%	7.1%	4.8%	2.4%
適切な食事や運動に関する食育	8.6%	18.5%	14.8%	28.4%	12.3%	12.3%	35.7%	35.7%	35.7%
食品の安全に関する食育	14.8%	7.4%	6.2%	8.6%	7.4%	7.4%	11.9%	19.0%	11.9%
よく噛むことに関する食育	11.1%	14.8%	12.3%	9.9%	4.9%	4.9%	11.9%	11.9%	11.9%
共食に関する食育	3.7%	1.2%	0.0%	1.2%	2.5%	2.5%	4.8%	4.8%	7.1%
学童期及び思春期に必要な栄養に関する食育	4.9%	21.0%	13.6%	22.2%	21.0%	21.0%	38.1%	38.1%	40.5%
産地や栄養成分表示の情報に関する食育	3.7%	7.4%	8.6%	6.2%	4.9%	4.9%	9.5%	7.1%	7.1%
朝食に関する食育	7.4%	11.1%	19.8%	18.5%	9.9%	9.9%	33.3%	21.4%	28.6%
食品ロスに関する食育	27.2%	12.3%	9.9%	18.5%	3.7%	3.7%	9.5%	11.9%	14.3%
地元で生産された食べ物に関する食育	9.9%	11.1%	14.8%	29.6%	13.6%	13.6%	7.1%	7.1%	4.8%
農林水産体験や生産者の声を取り入れた食育	3.7%	7.4%	2.5%	4.9%	3.7%	3.7%	2.4%	2.4%	2.4%
行事食や郷土料理に関する食育	7.4%	8.6%	8.6%	13.6%	12.3%	12.3%	7.1%	11.9%	14.3%

(表1) 栄養バランスに関する食育における栄養教諭等の活用状況

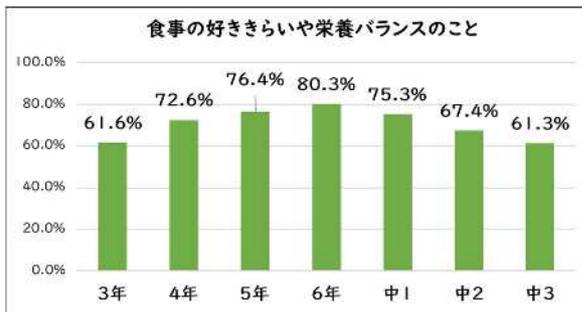
本食育における栄養教諭等の活用率は、全15項目中全学年において最も高い割合を示した。(表1)本食育は学校給食を食の生きた教科書として活用する上で効果的な分野であることから、栄養教諭を活用することで質の高い食育の実施が見込まれる。この結果から、栄養教諭等の特性を理解し活用できている学校が多いと言える。

● 児童生徒への効果① (学習を覚えているか)

本食育は、小学4年生から中学2年生で、他の食育に比べ覚えている児童生徒数が最も多かった。(表2)この結果の一因として、普段とは違う教諭が専門的知識をもって授業に関わることで、児童生徒の印象に残りやすくなったことが考えられる。栄養教諭の活用は、正しい知識の普及はもとより、学習環境の面から考えても効果的であることが示唆されており、重点項目における活用の有用性をより強める結果となった。

	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
適切な体重のこと	29.0%	34.0%	25.3%	25.0%	29.9%	34.3%	25.9%
食事の好ききらいや栄養バランスのこと	61.6%	72.6%	76.4%	80.3%	75.3%	67.4%	61.3%
食べ物の体の中ではたらしのこと	51.2%	61.4%	66.9%	70.4%	65.1%	64.3%	56.5%
料理のやり方のこと	27.6%	27.0%	64.1%	68.6%	56.4%	40.2%	33.1%
食事のマナーのこと	66.9%	60.6%	62.5%	64.9%	56.2%	50.8%	46.7%
おはしのもち方、使い方のこと	52.8%	48.9%	47.4%	44.5%	38.4%	36.6%	35.4%
規則正しい生活のこと	64.0%	66.1%	64.5%	68.6%	67.3%	66.7%	63.4%
衛生的な食事のこと(食事の前の手洗いなど)	69.1%	66.8%	52.7%	61.7%	56.6%	51.7%	49.3%
よくかんで食べること	68.4%	66.8%	64.4%	61.0%	49.2%	45.2%	42.8%
体の成長と栄養のこと	56.3%	70.3%	70.1%	69.3%	69.0%	60.9%	53.8%
食べ物の産地や栄養成分表示のこと	—	—	37.4%	37.8%	41.5%	32.6%	27.7%
朝ごはんのこと	57.2%	56.5%	62.2%	66.1%	62.7%	58.3%	57.2%
食品ロスや給食の残菜のこと	53.4%	60.6%	64.0%	60.4%	53.9%	52.6%	50.3%
静岡の食べ物や郷土料理のこと	35.9%	37.9%	42.2%	38.3%	33.0%	33.0%	30.7%
行事食のこと	34.4%	33.6%	26.3%	31.4%	29.7%	29.7%	23.9%
食べ物や料理を作った人のこと	46.2%	41.7%	41.9%	36.3%	27.5%	24.2%	22.6%

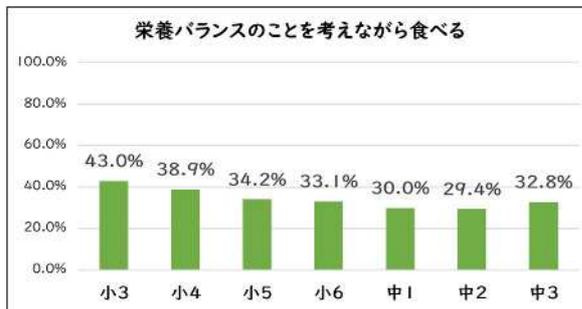
(表2) 栄養バランスに関する食育における児童生徒への効果



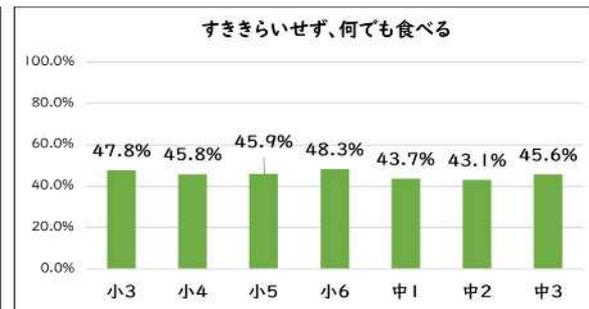
(図2) 学校で実施した栄養バランスに関する食育を覚えている児童生徒の割合

一方、中学校の結果に焦点を当てると、学年が上がるにつれて割合が減少している。先に述べた通り、次のライフステージを見据え、実施率を高めるとともに、効果的な食育の実施が求められる。

● 児童生徒への効果② (学校給食を食べるときにできたこと)

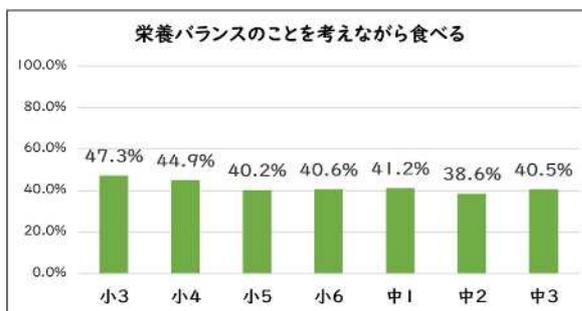


(図3) 学校給食において栄養バランスのことを考えながら食べることできたと考える児童生徒の割合



(図4) 学校給食において好ききらいせず何でも食べることができたと考える児童生徒の割合

● 児童生徒への効果③ (家での食事のときにできたこと)



(図5) 家での食事において栄養バランスのことを考えながら食べることできたと考える児童生徒の割合



(図6) 家での食事において好ききらいせず何でも食べることができたと考える児童生徒の割合

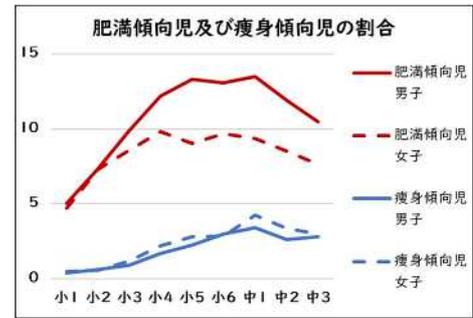
児童生徒への効果②③の結果(図3～6)を、児童生徒への効果①の結果(図2)と比較すると、栄養バランスについて覚えている児童生徒の割合に対して、その4～6割程度の児童生徒が、学校給食での栄養バランスに関連する食行動に反映されていると推測できる結果となった。本結果が今後向上するよう、栄養教諭等を中心に、より効果的な食育内容について検討していくことが望ましい。

【重点事項2】学童期及び思春期に必要な栄養に関する食育

● 学校での実施状況

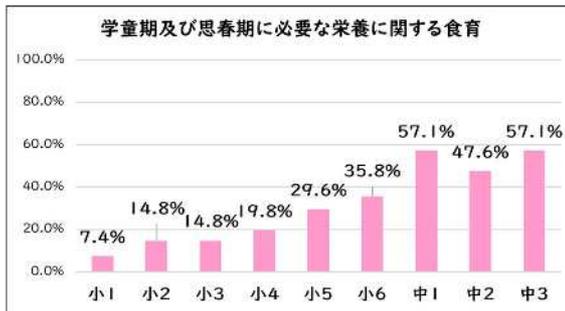
本食育に関する教科等には、小学4年生の保健体育科及び中学1年生の家庭科が挙げられる。

ここで小中学生の発育について考えると、特に小学校高学年から中学生にかけては、身長が急激に伸び子どもの体から大人の体に成長する「第二次性徴期」である。さらに学校保健統計調査を見ると、この時期は肥満傾向児及び痩身傾向児が学年とともに増加傾向が見られる。(図6)

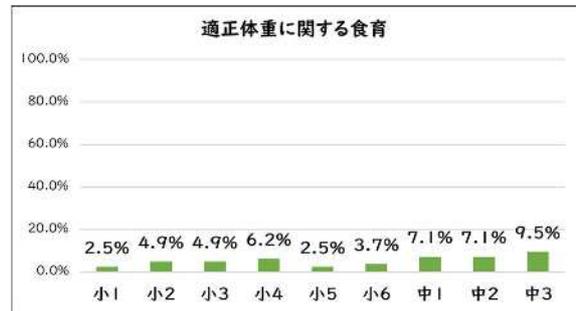


(図6) 肥満傾向児および痩身傾向児の割合
令和5年度学校保健統計(確定値)より

こうした現状を踏まえ、本食育の学校での実施状況を見ると、実施率の高い学年でも6割未満(図7)、「適正体重に関する食育」の実施状況については全学年1割未満(図8)という結果となっており、決して十分な食育が実施されているとは言い難い。



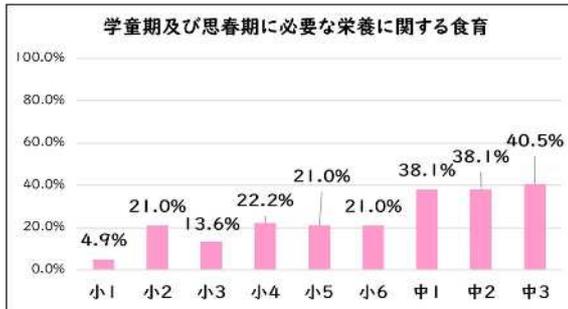
(図7) 学校における学童期及び思春期に必要な栄養に関する食育の実施状況



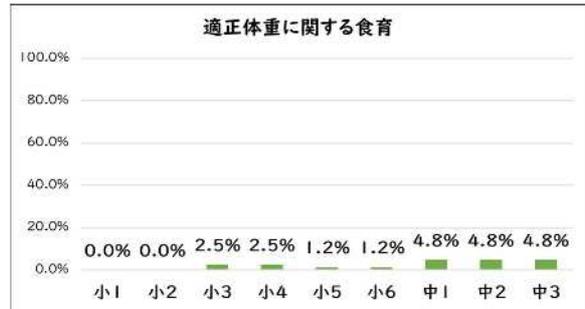
(図8) 学校における適正体重に関する食育の実施状況

● 栄養教諭等の活用状況

本食育及び適正体重に関する食育における栄養教諭等の活用率は、ともに実施率と似た傾向を示した(図9, 10)。



(図9) 学童期及び思春期に必要な栄養に関する食育における栄養教諭等の活用状況



(図10) 適正体重に関する食育における栄養教諭等の活用状況

この2つの結果からは、栄養教諭等による本食育は学童期及び思春期に必要な「栄養素」に焦点を当てた内容が多いことが推測される。今後、栄養教諭等が実施する本食育において「適正体重」の視点を加えることができると、より充実した食育の実施が実現すると考えられる。また適正体重に関する食育については、毎年4月に各学校において必ず身体測定が実施されていることから、これを食育の機会とすることも有効な一案と考えられる。

ここで一言及したいのが、学校での実施状況について、実施率よりも栄養教諭等の活用率が上回るという一見矛盾した結果が、いくつかの学年で見られることである。この原因として考えられるのは、アンケートに回答した教員により、食育に関する考え方に差があるということだ。例えば、「バランスの良い食事」という題材で実施された栄養教諭を活用した食育の中で、栄養教諭が学童期及び思春期に必要な栄養や適正体重に関して触れた場合、これを「学童期及び思春

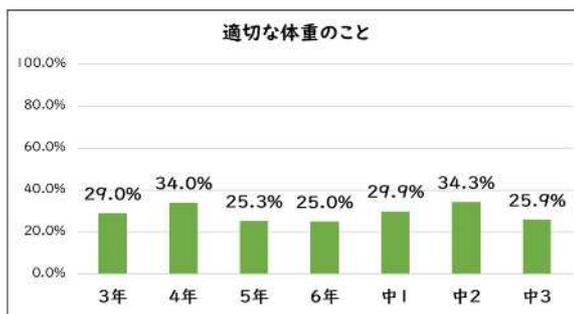
期に必要な栄養」や「適正体重」に関する食育を実施したと捉える教員と、そうでない教員がいる可能性がある。食育基本法第11条第1項には「教育等に関する職務に従事する者並びに教育関係者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努める…（後略）」（一部簡略化表現を使用）と示されており、このことを踏まえると、食育の内容については前者のような捉え方が望ましい。このことは、本食育に限らず食育全体を通して言えることであり、このような認識を教育関係者全体の中で共通のものとしていく必要があると感じた。

● 児童生徒への効果①（学習を覚えているか）

興味深いことに、本食育及び適正体重に関する食育については、実施率以上に児童生徒の印象に残っているという結果となっている。（図11, 12）



（図11）学校で実施した体の成長と栄養のことに関する食育を覚えている児童生徒の割合



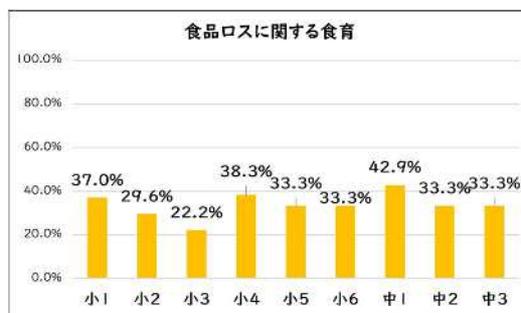
（図12）学校で実施した適正体重に関する食育を覚えている児童生徒の割合

この一因として、体や体重に関することは、教員側が学習ととらえない軽微な内容であっても、児童生徒の印象には残りやすく、それだけ児童生徒の興味関心の高い分野であることが考えられる。従って、本食育は、授業時間を確保しての実施でなくとも、短時間でも頻回に実施することで高い効果が得られる可能性が高い。このことから、先に述べたように、年に少なくとも1回は実施される身体測定を食育の機会ととらえ、何らかの形で適正体重に関する食育的情報発信をするなど、積極的な取組みを図りたい。このためには養護教諭との連携が必須であることから、全市的な取組実施に向けて、児童生徒支援課との連携を進めていきたい。

【重点事項3】食品ロスに関する食育

● 学校での実施状況

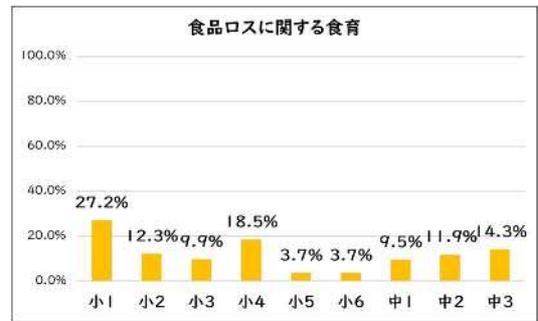
本食育の学校での実施率は、いずれの学年においても30%前後となっている（図13）。本食育に関連する学習は、様々な教科において取り上げられており、また児童生徒会活動等の中で、給食の残菜を自校の課題として、改善に向けた取組みを実施している学校も多い。そのため、比較的实施の機会多い分野であることを考えると、現在の実施率は決して高いものとは言えない。



（図13）学校における食品ロスに関する食育の実施状況

- 栄養教諭等の活用状況

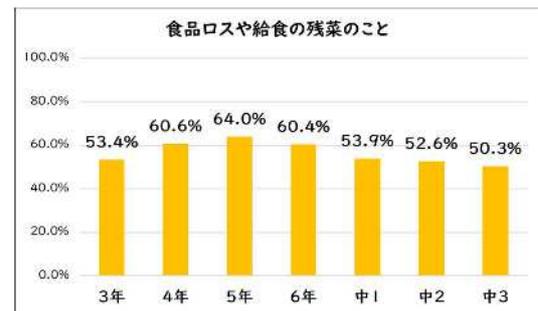
本食育の栄養教諭等の活用率は低いが（図14）、栄養教諭等の専門性が活かされる分野と言うよりは、児童生徒を取り巻く現状や実態に応じた観点が重要な分野と言える。その点から考えると、各学校の給食担当等を中心として展開される食育の在り方の検討し、学校給食からは本食育に役立つ情報提供が的確に行われることが望ましいと考えられる。



(図14) 食品ロスに関する食育における栄養教諭等の活用状況

- 児童生徒への効果①（学習を覚えているか）

本食育についても重点事項2と同様、実施率以上に児童生徒の印象に残っているという結果となった。（図15）この一因として、食品ロスや給食残菜に関することは、児童生徒にとってより身近で自分事としてとらえやすい分野であり、軽微な内容であっても児童生徒の印象には残りやすく、それだけ児童生徒の興味関心の高い分野であることが考えられる。従って、児童生徒が本項目に対して、主体的に考え実践できるような学校現場の環境づくりが効果的と考えられる。

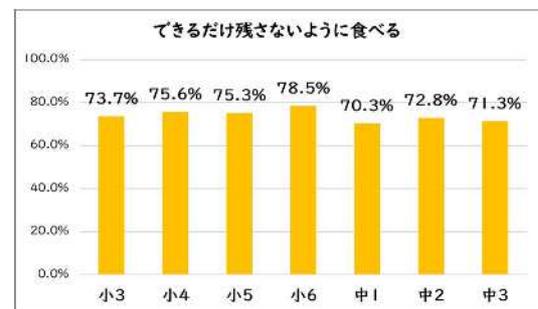


(図15) 学校で実施した食品ロスや給食の残菜に関する食育を覚えている児童生徒の割合

- 児童生徒への効果②（学校給食を食べるときにできたこと）

本項目については、どの学年においても70%以上と比較的高水準となっている。（図16）

しかしながら本市の実態として、学校給食で提供される飲用牛乳の残さいの多さが今問題となっている。このことから、小学校高学年から中学生の段階で、自身の食べ残しと市の単位で考えたときの給食残さいを結びつけ、自身の行動変容から市としての課題解決にまで広がるような学習の実施も面白いと感じた。



(図16) 学校給食においてできるだけ残さないように食べることができたと思う児童生徒の割合

6. 令和7年度の食育推進重点事項3項目に関する取組

【重点事項1】栄養バランスに関する食育

- ✓ 特に中学2，3年生に関して、実施率を高めるための具体的なかつ早急な取組の検討が必要。
- ✓ 児童生徒の行動変容に繋がる効果的な食育の実施に向け、栄養教諭等を中心に内容検討を図る。

【重点事項2】学童期及び思春期に必要な栄養に関する食育

- ✓ 「適正体重」の視点を加えながら、教育活動全体の中のあらゆる機会とあらゆる場所を利用した食育の展開が必要。その際、積極的に児童生徒支援課との連携を図る。

【重点事項3】

- ✓ 給食の情報や資料を活用しながら、学校が主体となった実施が推進される環境づくりが必要。
- ✓ 児童生徒が自身の食べ残しと市の単位で考えたときの給食残さいを結びつけ、自身の行動変容から市としての課題解決にまで広がるような学習についても検討の余地がある。

【全体を通して】

- ✓ 食育の内容について、食育基本法に沿った認識を教育関係者全体で共有する必要がある。

○静岡市附属機関設置条例

平成30年3月20日

条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要であると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例(平成15年静岡市条例第24号)
 - (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例(平成27年静岡市条例第86号)
 - (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例(平成20年静岡市条例第12号)
 - (4) 静岡市保健所運営協議会条例(平成15年静岡市条例第162号)
 - (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例(平成18年静岡市条例第37号)
 - (6) 静岡市食育推進会議条例(平成19年静岡市条例第18号)
 - (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例(平成28年静岡市条例第19号)
 - (8) 静岡市水防協議会条例(平成15年静岡市条例第292号)
 - (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例(平成15年静岡市条例第263号)
 - (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例(平成15年静岡市条例第121号)(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関(以下「新附属機関」という。)の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1（第2条から第6条まで関係）【抜粋】

2 教育委員会

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市食教育推進委員会	市立の小学校及び中学校の食教育の基本となる計画の策定及び食教育の推進を図るための事業について調査審議すること。	8人以内	1 学識経験を有する者 2 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者 3 教育長 4 市立の小学校及び中学校の校長 5 市職員	2年	教育長